

白岡町自治基本条例策定審議会条例

(設置)

第1条 白岡町の自治の在り方の基本的な事項を定める条例の策定に関する事項を調査審議するため、白岡町自治基本条例策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、白岡町の自治の在り方の基本的な事項を定める条例の策定に関する必要な事項を調査審議し、及び答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、審議のため必要があると認めるときは、会議に関係者の

出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、秘書広聴課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表行政区長及び区長代理者の部の次に次のように加える。

白岡町自治基本条例策定審議会	会長	日額 6,700円	1日 1,300円
	副会長	日額 5,900円	
	委員	日額 5,900円	